

三原市三太刀山墓園における墓園區画の貸付者募集要領

令和 5 年 1 0 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三原市三太刀山墓園（以下「墓園」という。）の区画の貸付者を募集することに関して必要な事項を定めるものとする。

(貸付の目的)

第 2 条 墓園の貸付は、墓園の貸付の申込みをする者（以下「申込者」という。）が、申込者の墓碑類の設置及び墓地、埋葬等に関する法律第 4 条第 1 項（昭和 2 3 年 5 月 3 1 日 法律第 4 5 号）における埋葬又は焼骨の埋蔵を目的とする。

(募集区画)

第 3 条 墓園の募集区画は、次に掲げる区画とする。

区 画 の 種 類	区 画 の 面 積
1	6 . 2 5 m ² (2 . 5 m × 2 . 5 m)
2	4 . 0 0 m ² (2 . 0 m × 2 . 0 m)

(貸付方法)

第 4 条 墓園の貸付方法は、前条に規定する区画の種類ごとに一般競争入札（以下「入札」という。）又は、随意契約によるものとする。

(募集の対象となる者)

第 5 条 募集の対象となる者は、申込日時点で 1 8 歳に達している個人かつ、市内に住所又は、本籍を有する者とする。

(募集の対象外となる者)

第 6 条 次に掲げる者は、前条の規定に関わらず墓園の貸付の申込みをすることができないものとする。

- (1) 申込日時点において、三太刀山墓園貸付契約（以下「貸付契約」という。）を既に締結している者
- (2) 申込日時点において、本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行区域内に墓碑類を所有もしくは管理している者
- (3) その他市長が貸付に適さないと認めた者

(申込区画の制限)

第7条 墓園の区画の申込は、一申込者あたり、第3条に規定する区画のどちらか一種類かつ一区画の申込みしかできないものとする。

(貸付料)

第8条 墓園の貸付料は、1㎡あたり157,500円を最低貸付価格とする。

(入札の公告)

第9条 市長は、入札により墓園の区画の貸付を行うときは、掲示その他の方法により、入札の日から起算して30日前までに、次に掲げる事項を公告（以下「入札公告」という。）しなければならない。

- (1) 入札に付する墓園の区画の場所、面積及び区画数
- (2) 前条に規定する最低貸付価格
- (3) 入札の日時及び場所
- (4) 申込に係る必要書類の提出期限
- (5) その他入札に必要な事項

(入札参加書類)

第10条 入札に参加を希望する申込者は、前条の入札公告における期間内に別表1に掲げる必要な書類及びその他市長が必要と認める書類を市長へ提出しなければならない。

(入札指名書)

第11条 市長は、前条に掲げる必要な書類を提出した者（以下「入札予定者」という。）に対し、入札指名書（様式第2号）を送付するものとする。

(入札保証金)

第12条 市長は、入札予定者に対し、入札の日から起算して7日前までに第8条に規定する墓園の貸付料の最低貸付価格の100分の5以上の金額を入札保証金として、納付させるものとする。

- 2 入札予定者は、入札保証金を市長が指定した日までに振り込まなければならない。
- 3 入札保証金に対して、利息を付さない。

(入札の方法)

第13条 入札は、入札予定者又は入札予定者の委任状を持参した代理人（以下「入札者」という。）が、入札書（様式第3号）を入札箱に投函して行うものとする。

- 2 市長が締切りを宣言した後は、入札書を投函することができない。

3 入札箱に投函した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

第14条 市長は、災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めるときは、当該入札を中止し、延期し、又は取り消すことができるものとする。この場合において、入札予定者が損失を受けても、市長は、その責めを負わない。

(入札の不成立)

第15条 入札予定者が0人であるときは、入札を行わないものとする。

(開札)

第16条 入札の開札は、入札の終了後、直ちに市長が入札者を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第17条 市長は、入札を行った場合において、入札者の入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

(1) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの

(2) 入札金額を訂正した場合において、訂正印のないもの

(3) 前2号に定めるもののほか、不正な行為があったと認められるもの

2 市長は、前項の規定により入札を無効とする場合は、開札に立ち会った入札者の面前で、当該入札が無効であることを知らせなければならない。

(落札者及び落札順位の決定)

第18条 入札者のうち、最低貸付価格を下回らずに最高価格で入札した者から、第9条における入札公告の区画数を満たすまでの者を落札者とし、かつ、その落札者における順位（以下「落札順位」という。）をつけるものとする。

2 市長は、落札者となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 市長は、落札者のうち、同一価格に2人以上あるときは、前項の規定を適用し、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札順位を決定するものとする。

4 前3項から前2項までの規定により決定した落札者が、第26条第1項又は、第27条第2項の規定により区画の決定を取り消され、もしくは、第31条第1項の規定により墓園の貸付契約の契約解除をされたときにおいては、市長は、次点の入札者の繰り上げは、行わないものとする。

5 市長は、落札者の氏名及び落札金額を開札に立ち会った入札者に速やかに開示するものとする。

(区画決定方法)

第19条 落札者は、前条の規定により決定した落札順位の上位の者から順に、第9条における入札公告の区画の範囲において、希望する区画を選択できるものとする。

2 市長は、前項の規定により落札者が選択した区画を、その者と貸付契約を締結する区画として決定をするとともに、三太刀山墓園區画決定通知書(様式第4号)により、落札者へその通知をするものとする。

3 落札者は、同一の入札公告における他の落札者の決定した区画が、第26条第1項又は、第27条第2項の規定により区画の決定を取り消され、もしくは、第31条第1項の規定により墓園の貸付契約の契約解除をされた場合において、区画の再選択はできないものとする。

(入札保証金の充当又は還付)

第20条 市長は、入札保証金は、落札者に対して、墓園の貸付料に充当するものとし、その他の入札予定者に対しては、還付するものとする。

(入札保証金の帰属)

第21条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金は市長に帰属する。

- (1) 第17条第1項の規定により、入札が無効とされたとき
- (2) 第26条第1項の規定により、区画の決定が取り消されたとき
- (3) 第27条第2項の規定により、区画の決定が取り消されたとき
- (4) 第31条第1項の規定により、貸付契約の契約解除をされたとき

2 前項の場合において、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、同項の規定に関わらず、市長は、入札保証金を還付することができる。

(随意契約による募集)

第22条 市長は、第9条の規定による入札公告を1回以上行った区画で、第27条第1項に規定する貸付契約を締結していない区画がある場合、必要に応じて、第4条に規定する随意契約により、随時、墓園の区画の貸付者募集(以下「随時募集」という。)をすることができる。

(随時募集の申込書類)

第23条 前条に規定する随時募集において、募集した墓園の区画の貸付を希望する者(以下「随時募集申込者」という。)は、別表2に掲げる必要な書類及びその他市長が必要と認める書類(以下「申込書類」という。)を市長へ提出しなければならない。

(区画決定方法の準用)

第24条 第22条の規定により、随時募集を行う場合の区画の決定方法は、第19条第1項の規定を準用して、随時募集申込者が、随時募集の募集区画の範囲において、希望する区画を選択できるものとする。

2 前項における区画の選択は、前条の規定により申込書類を市長へ提出した者の先着順とする。

3 市長は、第19条第2項の規定を適用し、前2項の規定により随時募集申込者が選択した区画を、その者と貸付契約を締結する区画として決定するとともに三太刀山墓園区画決定通知書(様式第4号)により、随時募集申込者へその通知をするものとする。

(禁止行為)

第25条 第19条第2項又は前条第3項の規定により区画を決定した者(以下「区画決定者」という。)は、決定した区画を他の区画決定者と交換してはならない。

2 区画決定者は、第19条第2項又は、前条第3項の規定により決定した区画を第三者に売却、譲渡又は、転貸等をしてはならない。

(区画決定の取り消し)

第26条 市長は、前条第1項又は、第2項の規定に違反する行為があった場合、第19条第2項又は、第24条第3項の規定により決定した区画の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により区画の決定を取り消しする場合、区画決定者へ三太刀山墓園区画決定取消通知書(様式第6号)により、区画の決定の取り消しを通知するものとする。

(三太刀山墓園貸付契約)

第27条 区画決定者は、市長が別に定める期日までに市長が必要と認める書類を添えて貸付契約を締結しなければならない。ただし、区画決定者が、三太刀山墓園貸付契約期限延伸届出書(様式第7号)を提出し、市長が特に必要と認めた場合、この限りではない。

2 市長は、区画決定者が前項の規定により市長が定める日までに貸付契約を締結しない場合、貸付契約を締結することを辞退したものとみなし、第19条第2項又は、第24条第3項の規定により決定した区画の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により区画の決定を取り消した場合、前条第2項の規定を適用

し、区画決定者へ区画の決定の取り消しを通知するものとする。

(貸付料の納付)

第28条 前条第1項の規定において墓園の貸付契約を締結した者(以下「貸付契約者」という。)は、三太刀山墓園貸付契約書(以下「契約書」という。)において定める期日までに、貸付料の全額又は、貸付料から第20条の規定により充当した入札保証金を差し引いた金額を一括して納付しなければならない。

(引渡し)

第29条 市長は、貸付契約者に貸付契約を締結した日において、第19条第2項又は、第24条第3項の規定により決定した区画を現状有姿のまま引き渡すものとする。

2 市長は、引渡しをした墓園の区画に瑕疵があった場合においても、損害賠償の責めを負わないものとする。

(祭祀の承継)

第30条 貸付契約者は、祭祀の承継をする者(以下「祭祀承継者」という。)に第27条第1項における貸付契約を承継させることができる。

2 前項の場合、貸付契約者又は、元祭祀承継者は、祭祀承継届出書(様式第8号)により、市長に祭祀の承継を届け出なければならない。

3 貸付契約者又は、元祭祀承継者が死亡した場合、その祭祀承継者は、速やかに市長に祭祀の承継を届け出なければならない。

(契約解除)

第31条 市長は、次に掲げる場合、貸付契約を解除するものとする。

(1) 貸付契約者又は、祭祀承継者が、第2条における貸付の目的に反する行為をした場合

(2) 貸付契約者又は、祭祀承継者が、契約書における契約解除の規定に該当した場合

(3) その他市長が、貸付に適さないと認めた場合

2 市長は、前項第1号から第3号のいずれかの規定に基づき貸付契約を解除した場合、貸付料の減免又は、還付をしないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合、この限りではない。

3 市長は、第1項の規定に基づき貸付契約を解除した場合、貸付契約者又は、祭祀承継者へ三太刀山墓園貸付契約解除通知書(様式第9号)により、貸付契約の解除を通知するものとする。

(適用)

第 3 2 条 貸付契約その他墓園の使用及び管理は、三原市三太刀山墓園管理及び貸付規則（平成 2 8 年 8 月 2 4 日 規則第 3 1 号）の規定を適用するものとする。

（その他）

第 3 4 条 この要領に定めるもののほか、墓園の区画の貸付者募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、施行の日から施行する。

別表 1（第 10 条関係）

別表 1		
番号	申込者	提出書類
1	申込みをする全ての者	三太刀山墓園貸付に係る入札参加申込書 （様式第 1 号）
2		住民票の原本（本籍地が記載されている もの）

別表 2（第 23 条関係）

別表 2		
番号	申込者	提出書類
1	申込みをする全ての者	三太刀山墓園貸付申込書（様式第 5 号）
2		住民票の原本（本籍地が記載されている もの）